沖縄県中学校体育連盟表彰規程

第１条　この規程は沖縄県中学校体育連盟（以下県中体連）のスポーツの発展に貢献し、その功績が顕著で、他の模範として推奨に値するものを表彰し、学校体育の強化、向上を図ることを目的とする。

第２条　表彰は団体と個人に対して行う。

（１）スポーツ功労賞
　長年にわたり県中体連スポーツの発展に尽力し，その功績が顕著で推奨するに値する業績のあった者

（２）優秀学校賞
　県中体連加盟校で県中体連・九州中体連・(公財) 日本中体連の主催する大会で第３条の事項に該当する成績を収めた学校

（３）優秀競技者賞
　県中体連加盟校に在籍する生徒で県中体連・九州中体連・(公財) 日本中体連の主催する大会で第３条の事項に該当する成績を収めた者

（４）優秀指導者賞
　競技の者に対し、１年を越える指導歴を有して育成した選手が第３条の事項の成績を収めた者の指導者ただし第３条アについては、３年間の指導歴を有する者

第３条　表彰の基準は以下の通りとし、第２条（２)、(３)、(４）についてこれを適用する。

ア　県大会で同一競技３年連続優勝またはそれに準ずる成績(準優勝１回)をあげたとき

イ　九州中学校体育大会で優勝したとき

ウ　全国中学校体育大会で３位以上の成績をあげたとき

２　本県に専門部はあるが、(公財)日本中体連主催の大会がない競技(空手道・テニス)については同一時期に開催された大会を中体連主催大会と同等の扱いとする。

３　第２条（１）については、一回限りの受賞とする。

４　第２条（２）については、学校において部活動として常時活動している者を対象とする。

第４条　表彰の対象は県中体連加盟校の教職員・部活動指導員・生徒および県中体連に登録された外部指導者を原則とする。

第５条　第２条に該当し表彰に値すると認められる者があった時は、当該地区中体連は所定の様式に必要事項を記載し会長に提出する。

第６条　被表彰者の決定は評議員会が審議し会長が決定する。

第７条　表彰は会長が表彰状を授与して行う。

第８条　表彰は毎年行う。生徒表彰については各学校にて行うものとする。
また、特別に必要と認められた時は随時表彰を行うことができる。

附則　１　この規程は昭和５５年１０月１８日制定し、昭和５５年４月１日から適用する。
２　昭和６３年７月　９日一部改正(第２条(２)２－ア)
３　平成　２年５月１２日一部改正(第２条)
４　平成１３年５月１８日一部改正(第２条、３条、４条、５条、６条、８条)
５　平成１４年５月１０日一部改正(第３条)
６　平成１７年２月２５日一部改正(第３条３・４の挿入)
７　平成１８年５月１２日一部改正(第４条)
８　平成２３年２月２５日一部改正(第２条（４)、３条２)
９　平成２９年３月　３日一部改正(第８条)
１０　平成３１年２月　１日一部改正(第４条)
１１　令和　６年５月１０日一部改正(第８条)